

ダマされないチカラ 養成 HandBook

- 迷惑メール・ワンクリック詐欺・不当請求
- 架空請求(メール編)
- サクラサイト商法
- 投資用教材DVDの紹介販売トラブル
 - デート商法 ●マルチ商法
 - キャッチセールス
 - アポイントメントセールス
- 美容医療サービスの勧誘トラブル
 - 当選番号詐欺
- かたり商法(身分詐称) ●点検商法
- ネガティブ・オプション(送りつけ商法)
- 開運商法 ●サイドビジネス商法
- 催眠(SF)商法 ●次々販売
- 利殖商法 ●被害にあった人を勧誘(二次被害)
 - 無料商法
- 訪問購入(押し賣い)など



若者をねらう悪質商法から身を守る、
大学生のための

ダマされないチカラ 養成 HandBook



あなたは、
消費者トラブルにあわない
自信がありますか？

全国大学生活協同組合連合会
後援：消費者庁



CONTENT

- 02** ●はじめに
消費者力を身につけ、「知って、学んで、広げよう！」
- 04** ●消費者トラブルに巻き込まれないための7か条
- 06** ●あなたの生活をチェック！
あなたは消費者トラブルにあわない自信がありますか？
- 08** ●ひとごとではない！ あなたを狙う悪質商法
- 18** ●トラブル例 仮想通貨の勧誘トラブル
- 20** ●気をつけよう！ インターネット通販トラブル
- 22** ●覚えておこう！ 契約のキホン
- 24** ●覚えておこう！ クーリング・オフ制度
- 28** ●覚えておこう！
賃貸住宅のトラブルを防ぐためのチェックポイント
- 30** ●もっと詳しく知りたい！ 豆知識 〈契約編〉
- 32** ●もっと詳しく知りたい！ 豆知識 〈金融編〉
- 36** ●もっと詳しく知りたい！ 豆知識 〈情報編〉
- 38** ●SNSきっかけのトラブル
- 39** ●ダマされないチカラ養成お役立ちリンク集
- 40** ●かしこい消費者になるための学習ツール

はじめに

消費者力を身につけ、 「知って、学んで、広げよう！」

全国大学生活協同組合連合会は、学生が大学生活の中で消費生活に関する基本的な知識を学び、自分で理解・選択・行動できる力(=消費者力)を身につけることで社会人として「成長」していくきっかけを提供することができないかと考え、旧大学生協神戸事業連合(現大学生協事業連合関西北陸地区)と兵庫県が協働で作成したハンドブック(2011年3月初版)の内容を活用し、全国大学生活協同組合連合会版“若者を狙う悪質商法から身を守る”「ダメされないチカラ養成ハンドブック」として兵庫県と協働で改訂を重ねています。

消費者被害は自分には関係ないと考えず、自分や大切な友人の身の回りにその危険性が潜んでいることに気づき、多くの事例や対処法を知り・学ぶことでトラブルを事前に防ぐとともに、「しまった・困った・だまされた」と思ったときに役立ててください。

大学生の皆さんに消費者力を身につけ、かしこい消費者として社会に飛び立つことを願っています。

全国大学生活協同組合連合会



消費者トラブルに巻き込まれないための7か条

1 いらないものは「いりません」とはっきり断ることが肝心



2 呼び出しや甘い誘いには簡単にはのらない



3 その場ですぐ契約せず、よく確かめて、家族、友人など信頼できる人に相談を



4

個人情報(住所・氏名・電話番号・口座等)を安易に提供しないように



5

納得できない請求への支払いは慎重に



6

ネット取引では、相手の連絡先の確認と契約成立の画面を保存する



7

おかしいと思ったら、お近くの相談窓口へ



あなたの
生活を
チェック!

あなたは消費者トラブルに
あわない自信がありますか?

あなたの生活をチェックしてみましょう。



- 1 衝動買いをしてしまうことが良くある。 YES NO
- 2 モノを買うときはブランド名にこだわる。 YES NO
- 3 表示を見ないで、モノを買うことが多い。 YES NO
- 4 人から勧められると断れない。 YES NO
- 5 取扱説明書なんてめんどくさいから読まない。 YES NO
- 6 口で約束したくらいなら契約にはならないと思う。 YES NO
- 7 携帯電話で1時間以上、電話をしたり、SNSを利用していることがある。 YES NO
- 8 クーリング・オフって何のことか知らない。 YES NO
- 9 SNSを利用するときに、個人情報を書き込むことがある。 YES NO
- 10 「食品ロス」って言うけど私一人くらい…って心のなかで思うことがある。 YES NO

診

断

YESが0~2個の人

あなたの生活態度は優秀!
その調子でこの冊子を読んで、もっと知識を増や
して、まわりの人にもかしこい生活を勧めよう。

YESが3~5個の人

あなたの生活態度はなかなかのもの。
あとは知識をしっかり身につければ、もっとかしこい生活が送れるよ。

YESが6~8個の人

あなたは頭のなかではわかっているんだけど、
実行が伴わないタイプ。誘惑に負けないかしこい
生活を送ってほしいな。

YESが9~10個の人

あなたの生活は少々問題があるようです。
かしこい生活を送るために知識をしっかりと身
につけよう。

ひとごとではない!
あなたを狙う

架空請求 キャッシュ カーレス サクラサイト 商法
当選番号詐欺 マルチ商法 ワンクリック 詐欺 デート商法
点検商法

悪質商法

困った時は、消費者ホットラインに相談を(P41)

迷惑メール・ワンクリック詐欺・不当請求

無料サイトにアクセスしたり、迷惑メールに添付されたURLをクリックすると突然、アダルトサイトや出会い系サイトにつながり、不当な料金を請求される。有料とわかる表示がなく利用するかどうかの確認手続きを取っていなければ支払う必要はない。

【主な商品・サービス】アダルトサイト・出会い系サイト



商法

《P188番》



架空請求(メール編)

実在する事業者等の名前をかたって「未納料金が発生している。本日中に連絡がなければ法的手続きを取る」「有料動画の閲覧履歴があるが、未納となっているので至急連絡を」などのメールが届く。

●アドバイス⇒不審なメールのURLにはアクセスしない。添付ファイルは開かない。サービスを利用していないければ無視しましょう。





ひとごとではない！ あなたを狙う

サクラサイト商法

サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりますまして消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ支払いを続けさせる商法。特にSNSサイトの交流機能等を利用してサクラサイトに誘導される場合、プロフィールや日々の書き込みに沿った内容のメッセージが届くため信用してしまいやすい。



投資用教材DVDの紹介販売トラブル

親しい友人や先輩などから「投資により大きな利益が得られる」「別の友人を紹介すれば紹介料が入る」と勧められ、投資用教材DVD購入の契約をさせる。「取引で利益が出れば返済できる」と借金を勧められることがある。

●アドバイス➡投資にはリスクがあります。取引の仕組みや商品の内容が分からなければ断りましょう。友人を紹介してしまうと金銭トラブルになることがあります。



悪質商法



デート商法

出会い系サイトやSNS、故意の間違い電話・メールで販売目的を隠して近づき、言葉巧みな話術で好意を抱かせ、それに付け込んで商品等を販売する商法。契約後、行方をくらますケースが多い。**【主な商品・サービス】**アクセサリー・絵画・洋服



マルチ商法

ネットワークビジネスともいう。「友人を紹介するだけで、誰でも簡単にもうかる」などと言って勧誘し、高額な商品を購入させられる。売れない商品を抱え込んだり、大切な友人関係が壊れるなど問題が多い。勧誘する時に法律に違反すると“加害者”になってしまうので注意が必要。

【主な商品・サービス】健康食品・浄水器・化粧品・美顔器





ひとごとではない！ あなたを狙う

キャッチセールス

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる。【主な商品・サービス】化粧品・美顔器・エステ・絵画



アポイントメントセールス

電話や手紙で「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を明らかにしないで、有利な条件を強調して喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを契約させる。

【主な商品・サービス】ビデオ教材・アクセサリー・複合サービス会員・絵画



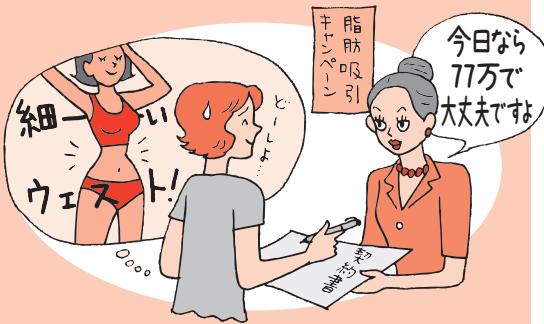
悪質商法



美容医療サービスの勧誘トラブル

医療脱毛や二重まぶたにするプチ整形、包茎手術など、公的医療保険が適用されない美容医療について、不安をあおる、割引を強調する、即日施術を迫るなどの勧誘により高額な契約をさせる。

- アドバイス→契約し、お金を支払った場合、無条件に返金を受けることは困難なため、納得できるまで契約しない、特に即日施術は避けましょう。



当選番号詐欺

ロト6などの数字選択式の宝くじの当選番号を事前に教えると言って、高額な情報料や預託金を支払わせる。当選番号の抽選はネットで生中継され、結果が翌朝の新聞に掲載されるが、その時間差を利用して、発表されていない当選番号を事前に入手できるかのように思い込ませる。

- アドバイス→宝くじの当選番号が事前に分かることは絶対ありません。





ひとごとではない！ あなたを狙う

かたり商法（身分詐称）

公的機関、大手事業者や証券会社等の職員、またはその関係者であるかのように思わせて商品やサービスを契約させる。

【主な商品・サービス】インターネット接続回線・ファンド型投資商品



点検商法

「点検に来た」「無料で点検する」などといって家に上がり込み、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。

【主な商品・サービス】浄水器・ふとん・耐震工事・床下換気扇・修理サービス



悪質商法

その他、こんな商法も！



ネガティブ・オプション（送りつけ商法）

注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法。「商品が送付された日から14日間」又は「業者に商品の引き取りを請求した場合はその請求日から7日間」のいずれか過ぎれば商品を自由に処分できる。

【主な商品・サービス】健康食品・本・雑誌

開運商法

「運勢が開ける」「幸福になる」といったセールストークや、「購入しないと不幸になる」などの不安をあおる言葉で勧誘し、商品や占い、祈などを契約させる。

【主な商品・サービス】アクセサリー・デジタルコンテンツ

サイドビジネス商法

「在宅ビジネスで高収入が得られる」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額な教材や内職教材を売りつける。収入はほとんど得られないいうえ、支払いだけが残る。最近では、インターネットを利用した手軽なサイドビジネスに関する相談が目立っている。

【主な商品・サービス】健康食品・化粧品・パソコン内職・デジタルコンテンツ



ひとごとではない！ あなたを狙う

その他、こんな商法も！

悪質商法



催眠(SF)商法

路上等で「景品をプレゼントします」「安売り店の新装キャンペーン」「健康に良い話をする」と言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配り、得した気分にさせるなど雰囲気を盛り上げて興奮状態にし、最後に高額な商品を売りつける。

【主な商品・サービス】ふとん類・健康食品・電気治療器・磁気マットレス

次々販売

言葉巧みに近づいて、消費者が一度契約すると、必要のない商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる。複数の業者が入れ替わり次々と販売するケースもある。

【主な商品・サービス】ふとん類・エステ・アクセサリー・リフォーム工事・健康食品

利殖商法

「必ず値上がりする」や「損はさせない」などといった巧みなセールストークを駆使して投資や出資を促す商法。

【主な商品・サービス】株・商品相場・証券・投資信託・分譲マンション

被害にあった人を勧誘(二次被害)

以前契約をした商品・サービスについて「解約してあげる」「損を取り戻してあげる」などと電話等で説明し、これまでにあった被害の救済を装って金銭を支払わせる。

【主な商品・サービス】株・公社債・教養娯楽・資格教材・資格講座・ファンド型投資商品

無料商法

「無料サービス」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に有料の商品・サービスを契約させる商法。「無料」をうたったサイトで利用料を請求されるケースが多い。

【主な商品・サービス】アダルト情報サイト・出会い系サイト・デジタルコンテンツ・エステ

訪問購入(押し買い)

事前に電話をかけてきたり、突然、家に訪問してきて、貴金属などを半ば強引に不当に安く買い取っていく商法。

【主な商品・サービス】指輪、ネックレス、金貨

トラブル例

仮想通貨の勧誘トラブル



事業者から、電話で「仮想通貨を買わないか」と勧誘され、数日後に説明書が送られてきた。その後、再び電話があり「今100万円分の仮想通貨を買えば、2~3年後には2倍になる」と言われ、信じて購入することにした。

事業者と会い、100万円を渡したところ「領収書は後日送る」と言われた。しばらくは仮想通貨の値動きらしき数字の連絡があったが、最近、連絡先の電話番号にかけてもつながらなくなってしまった。

仮想通貨を利用する際の注意点

- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。仮想通貨の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 仮想通貨交換業者^(※)は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認しましょう。
(※) 仮想通貨と法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスなどを行う事業者
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか^(※)を含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を聞いた上で慎重に検討し、理解できない場合は取引はしないようにしましょう。
(※) 金融庁・財務局が行った行政処分については、こちらをご覧ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html
- 仮想通貨の持つ話題性を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に注意しましょう。

気をつけよう!

インターネット通販トラブル

- 危ない！クリック前にチェック！



ブランドもののスニーカーを注文し、代金1万円を個人名義の銀行口座に振り込んだ。1ヵ月たってようやくスニーカーが届いたが、粗雑な作りだった。偽物だと思って、販売店にメールで解約を申し出たが、一向に返信が来ない。

インターネット通販 における注意点

- 所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者情報自分でしっかりと確認しましょう。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が模倣品でないか十分に注意しましょう。
- 配送方法や配送期間などがどの程度かかるかを知っておきましょう。
- クレジットカードが利用できず、支払方法が銀行振込みしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分に注意しましょう。
- サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
- 支払後でも悩まず、消費者ホットライン（☎188番）、警察等に相談しましょう。

注 通信販売（インターネット取引含む）の場合
クーリング・オフ制度はありません。

返品特約のない場合は8日間は返品可能です。（返送料は消費者負担）

覚えておこう!

契約のキホン

契約は法的な責任が生じる約束です。

- 販売者と消費者がお互い合意すれば、契約は成立します。
- 契約書や印鑑、サインは証拠を残すためのもの。たとえ口約束でも契約は成立します。
- 契約は、法律で認められている場合を除き、自分の都合だけでやめることはできません。

◆契約の取り消し等ができるのは…

- 相手が契約を守らないとき
- 双方で合意があったとき
- 返品について特約があったとき
- 未成年のとき（ただし、「成人であると積極的にウソをついた場合」や「こづかい程度の金額で購入した場合」など取り消せない場合があります）
- だまされて誤解して契約したとき
- 脅されて怖くなって契約したとき

※このほか消費者契約法で契約を取り消すことができる場合があります。

消費者契約法

事業者と消費者では、契約に関する「情報量」や「交渉力」に大きな差があるため、事業者の不適切な勧誘行為で結んだ契約を取り消したり、消費者の権利を不当に害する契約条項を無効とする法律。

事業者の不適切な勧誘行為で結んだ契約は取り消せます

- ・重要なことについて、事実と違うことを説明されたとき
- ・不利益になることを故意に言わなかつたとき
- ・将来の不確実なことを断定的に説明したとき
- ・帰ってほしいと言ったのに帰ってくれなかつた、帰りたいと言ったのに帰らせてくれなかつたとき
- ・恋愛感情等を利用して、人間関係を悪用されたとき（P.11「デート商法」）
- ・就職や結婚、容姿などについて、不安をあおられたとき（P.13「美容医療サービスの勧誘トラブル」）

消費者の権利を不当に害する契約条項は無効です

- ・事業者の損害賠償責任を免除・制限する条項
- ・消費者の利益を一方的に害する条項
- ・不当に高額な解約料（キャンセル料）
- ・不当に高額な遅延損害金（延滞料）

困ったなと思ったら、消費生活センターに相談しましょう。（→P41）

覚えておこう!

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは…

訪問販売など特定の取引に限って、いったん申し込みや契約をしても、一定期間内であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度。

特定商取引法上のクーリング・オフ期間		
取引の種類	内 容	期 間
訪 問 販 売	キャッチセールス、アポイントメントセールス、データ商法等	8日間
電 話 劝 誘 販 売	電話で勧誘され契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン、外国语会話教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種の継続的取引	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	商品代金や登録料を払って販売組織に参加、新たに参加者を勧誘すれば収入が得られると言って連鎖的に販売組織を拡大する取引	20日間
業務提供誘引販売 (サイドビジネス商法)	「副業で高収入」「資格・技術を身について在宅ワーク」等と勧誘し、仕事に必要と言って高額な商品を売りつける取引	20日間
訪 問 購 入	事業者が消費者の自宅等へ訪問し、貴金属等物品を買い取る取引	8日間

※期間は契約書面を受け取った日を含めた日数です。

クーリングオフ 国民生活センター

検索

クーリング・オフすると

- 支払ったお金は全額返金されます。
- 損害賠償や違約金を支払う必要はありません。

クーリング・オフ ができない場合

- 価格が3千円未満のものを現金で買った場合
- 化粧品、健康食品などの消耗品の一部を使用した場合（ふとん、学習教材、下着などは消耗品ではありません）
- 自動車を購入した場合 など

クーリング・オフの期間が過ぎても、いろいろな法律を利用して契約の取り消しができることがあります。あきらめないで消費者ホットライン（☎188番）に相談しましょう。（→P41）

注 通信販売（インターネット取引含む）の場合
クーリング・オフ制度はありません。

返品特約のない場合は8日間は返品可能です。（返送料は消費者負担）

クーリング・オフ 通知の書き方

- 必ず書面（はがき、内容証明郵便など）で通知しましょう。
- はがきで通知する場合
 - ・保存用にはがきの両面をコピーする。
 - ・ポストに入れないので、郵便局の窓口で特定記録郵便または簡易書留で送る。（発信した日を証明するため）
 - ・郵便局発行の受領証とはがきのコピーと一緒に保管しておく。
- 内容証明郵便で出せばより確実です。
- 支払いがクレジットの場合は、販売会社とクレジット会社の両方に同時に通知しましょう。
- クーリング・オフは発信主義といって、書面を発した日がクーリング・オフの期間内であれば到達は期間後でも有効です。

契約解除通知

次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇〇

〇〇営業所 担当〇〇様
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金の上、
商品を引き取って下さい。

平成〇〇年〇月〇日
住所 兵庫県〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

クレジット契約を
した場合は、
クレジット会社と
販売会社の両方に
通知します

契約解除通知

次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇〇

〇〇営業所 担当〇〇様

クレジット会社

〇〇〇〇〇〇〇株式会社

平成〇〇年〇月〇日
住所 兵庫県〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

覚えておこう!

賃貸住宅のトラブルを 防ぐための チェックポイント

1 これから一人暮らしを始めるみなさんへ

□賃貸借契約の基礎知識を紹介します

“一人暮らし”その大切な第一歩は部屋探しです。部屋を借りる場合には貸主との間で賃貸借契約を結ばなければなりませんが、その際のトラブルが多発しています。契約時は、契約書の内容を納得できるまでよく確認し、わからないことや疑問に思ったことは、事前に確認することがトラブル回避の秘訣です。

2 部屋探しの流れ

STEP.1 物件の情報収集をしましょう

いつから、どこに住むか、予算はいくらかなどしっかり計画をたてましょう。架空の物件等を掲載した「おとり広告」に惑わされないように注意しましょう。

STEP.2 部屋を探してもらいましょう

宅地建物取引業者（宅建業者＝媒介業者）に依頼する場合、免許があり、実在する業者が調べましょう。希望条件はできるだけ詳しく伝え、わからないことはその場で質問し解決しておきましょう。

STEP.3 実際に物件を見学しましょう

部屋を見ないで契約してしまうと、入居後実際の部屋と間取り図面が違ったりすることがあります。間取りや設備、日当たりに等に加え、最寄り駅や近所に何があるか、また周辺環境についても、見る時間や曜日も変えながらしっかりと確認しましょう。

STEP.4. 契約しましょう

部屋が決まつたら「入居申込書」等を宅建業者等に提出し、貸主から事前の承諾を得ます。その上で重要事項の説明を受け、重要事項説明書の交付が行われます。重要事項説明書に自署押印した時点ではまだ契約は成立していません。その後賃貸借契約を結ぶことで契約が成立します。重要事項説明書と契約書はきちんと保管しておきましょう。

STEP.5 入居しましょう

部屋のカギを受け取る際には、宅建業者や貸主の立ち会いの下、もともとのキズや汚れがないか部屋の現状確認を行います。退去時のトラブル防止のため、しっかり確認しましょう。物件状況を写真に撮っておくとよいでしょう。

3 重要事項説明

□重要事項説明書とは

重要事項説明書とは、借りるかどうかの判断に必要となる重要な事項をまとめた書面のことです。宅建業者は、契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士を介して、この書面を借主に渡すだけでなく、取引士証を提示して説明する義務があります（宅地建物取引業法第35条）。

重要事項説明を受ける際は、記載されていることはもちろんのこと、それ以外でも気になること、疑問に思うことなど遠慮せずに質問をして、十分に理解・納得した上で契約するようにしましょう。

主な重要事項

- ①物件の表示
- ②登記記録に記載された事項
- ③設備の整備状況
- ④利用の制限に関する事項
- ⑤契約の期間及び契約の更新に関する事項
- ⑥契約の解除や損害賠償の予定に関する事項
- ⑦契約の終了時における金銭の精算に関する事項（敷金等の精算）

まめ知識

媒介報酬（仲介手数料）には限度が定められています！

建物の賃貸借の場合、媒介（仲介）する宅建業者が貸主と借主の双方から受領できる報酬額の合計額は、賃料の1か月分に消費税を加えた額以内と宅地建物取引業法で定められています。

まめ知識

退去時に必要！「原状回復」ってなに？？

アパートやマンションを借りて入居する場合、退去時には入居したときの状態に戻すことが原則です。これを原状回復と呼びます。しかし設備等の多くは通常の使用で自然に劣化していきます。これを「自然消耗」といいます。原則借主側がその修繕費を負担する必要はありませんが、そのごとしつかり事前に確認しておきましょう。また、返去時に契約書の返戻を求められるケースがあります。トラブル防止のため、返戻には応じないか、応じる場合は必ずコピーを保管しておきましょう。



契約編

賃貸住宅を借りるのにかかる費用

家賃

部屋を借りる時の賃借料です。住宅用の家賃には消費税はかかりません。

共益費・管理費

集合住宅には、エントランスや廊下、階段、エレベーターなど、複数の居住者が共同で使用するスペースがあります。これを「共用部分」と呼び、その維持管理のための費用を共益費、または管理費と呼びます。

火災保険料

火災保険等への加入が契約で義務づけられていることがあります。加入する保険の内容については必ず確認しておきましょう。

敷金(保証金)

契約時に借主が貸主に対して担保として預ける金銭で、退去時に、破損した備品の修繕費用に充てられるなど、貸主にとっては保証金のような性格のものといえます。借主側からみるとあくまでも「預けて」いるものなので、退去時には、家賃不払いなど貸主に支払わなければならない金銭を差し引いた金額が返還されます。

敷引(償却)

あらかじめ合意された約定に基づいて敷金(保証金)の一部を敷引金(償却金)として返還しない取り扱いをするものです。しかし、その敷引(償却)の割合(額)が著しく高いなどの場合、敷引特約の効力が争われるなど、退去時の敷金精算においてト

ラブルになることがあります。

礼金

地域の慣行により、一時金として礼金の授受が行われることがあります。このお金は敷金とは異なり、返還されない性格のものです。

申込金(預り金)

入居申し込みの際、借主の意思確認の意味合いで、申込金などの名目で宅建業者から入金を求められることがあります。このお金の返還をめぐってトラブルが見られます。もし預けた場合は、領収証ではなく預り証を発行してもらい、返金されるかどうか必ず確認しましょう。安易に預けない!

賃貸契約終了時の負担義務

借りている間に不注意等により生じさせた損耗等は、借主に原状回復義務があります。判例や国土交通省の原状回復ガイドライン^{*1}では、貸主と借主の負担区分は次のとおりです(表)。

表 貸主と借主の負担区分

貸主負担となるもの	借主負担となるもの
建物・設備等の経年変化による 自然的な劣化・損耗等 (自然損耗)	借主の善管注意義務違反 ^{*2} ・ その他通常の使用を超えるよ うな使い方による汚損・毀損等 [不注意・タバコ・ペットによる クロスや畳の傷や汚れ等]
クロス等の自然的な変色、 設備の耐用年数経過による 故障等 借主の通常使用による損耗等 (通常損耗)	通常の生活によるフローリ ングの軽微なすり傷、家具 の設置跡等

*1 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」(国土交通省)
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun2.pdf>

*2 日常の清掃や手入れなどの管理をまったくしないなど、一般的・客観的にしなくてはならない注意義務を行わないこと



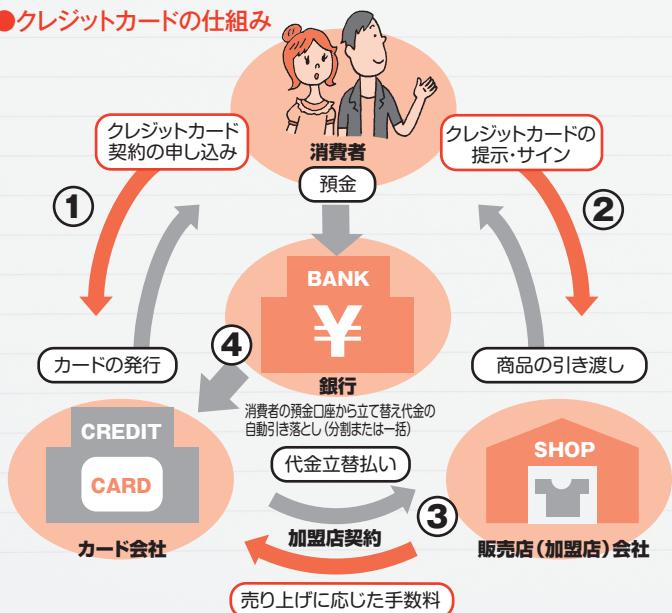
金融編

クレジットカードを利用するときの注意点

クレジットの利用は「借金」だってことを忘れないで。

- ・利用する前に借金をしてまで必要か考えよう。
- ・利用したら、金額・支払方法など伝票を確認。
- ・請求明細書が届いたら伝票の内容とチェック。利用した覚えがない請求があればすぐ連絡!
- ・支払期日は必ず守る（3ヶ月以上滞納すると、未払情報が個人信用情報機関に登録されてカードが使えなくなる）。

●クレジットカードの仕組み



クレジットカードを管理するときの注意

- 暗証番号に生年月日や電話番号など、他人に知られやすい番号を使わない。
- 盗難や紛失に気づいたら、すぐにクレジット会社と警察に届けて使用停止にする。
- 他人には貸さない。

クレジットカードの支払方法

クレジットカードでの支払いは、回数に応じて手数料の負担が異なります。

一括払い	決められた日に1回で支払い、手数料は必要ない。
分割払い	何回かに分けて支払い、日々の返済額が少ない代わりに手数料かかる。
リボ払い (リボルビング払い)	日々の支払額を指定し、毎月決まった額を返済する。追加でクレジットカードを使っても、毎月の返済額は変わらないが、返済期間が伸びる分、手数料の額が多くなる。



金融編 2

分割払いとリボ払いの金利計算

同じ5万円の商品を購入する場合でも支払額が変わります。

分割払い（5回の分割、手数料1.5%）の場合

手数料は $5\text{万円} \times 1.5\% = 750\text{円}$ 。

支払額の合計は、**50,750円**。これを5回に分けて分割するので、毎月の支払額は $50,750 \div 5 = 10,150\text{円}$ になります。

リボ払い（毎月1万円の定額払、手数料1%）の場合

手数料は初回は $5\text{万円} \times 1\% = 500\text{円}$ 、2回目は $4\text{万円} \times 1\% = 400\text{円}$ 、3回目は300円、4回目は200円、5回目は100円で合計1,500円。

毎月の支払額は1万円に各回の手数料を足した額になるので、初回10,500円、2回目10,400円、3回目10,300円、4回目10,200円、5回目10,100円になり、支払額の合計は**51,500円**になります。

多重債務とは

クレジットカードでキャッシングをしたり、消費者金融からお金を借りているうちに、借金が雪だるま式に増えて、返済できなくなることを「多重債務」と言います。

※同じ100万円を借金した場合でも、5年後の返済額は金利10%だと161万円、15%だと201万円。金利が高いほど利息が多くなり、返済する合計額が増えます。

多重債務に陥らないために

- ①生活設計を立て、生活に必要なお金のほか、病気・事故など突然の出費に備えた家計管理をする。
- ②自分の収入に見合ったクレジットの利用をする。
- ③貯蓄の習慣をつける（浪費を避ける）。
- ④安い借金やキャッシングの利用をしない。
- ⑤借金の保証人や連帯保証人にならない。

保証人と連帯保証人でどこが違うの？

●連帯保証人

友だちの連帯保証人になった場合、あなたは債務者である友だちとまったく同じ責任があり、あなたに返済請求が行くことがあります。

連帯保証人には、「①先に友だちに支払いを請求するよう返済を拒否できる権利」や、「②友だちに返済に充当できる財産がある場合、まずその財産から支払を請求するよう返済を拒否する権利」が認められていません。

●保証人

保証人の場合は、①や②の権利は認められていますが、友だちが返済できないときは、あなたが変わって返済する義務を負います。

「保証人」や「連帯保証人」になると最悪の場合、請求がきたら自分が払うという覚悟が必要です。



情報編

ネット通販の詐欺サイトに注意

こんなサイトには御注意！

最近、正規のEC(電子商取引)サイトの商号やデザイン、商品写真等を無断でコピーしたサイトを作り、代金支払後も購入者へ商品を送らなかったり、偽ブランド品を送付したりするサイト等による被害が発生しています。

なりすましECサイトは、一見しただけでは見分けがつかないこともあります。そのため、P.21の注意ポイントに加え、以下の点もあわせて確認しましょう。

- 表示URLが、購入を希望しているECサイトのURLと一致しているか。
- サイトだけでなく、注文後のメールにも不自然な日本語表現がないか。
- 電話番号が表示されている場合は、電話がつながるか。

こちらもチェック

その通販サイト、偽物かも！ 国民生活センター越境消費者センター(CCJ)

URL : <https://www.ccj.kokusen.go.jp/>

オンラインゲームの注意点

オンラインゲームの多くは無料で利用できますが、ゲームを進めるために有利となる有料サービスがあるほか、利用者同士のコミュニケーションが可能なため、次のことに注意しましょう。

- 1 詐謗中傷や異性との出会い目的の利用は禁止。利用者間のコミュニケーションにはマナーが必要。
- 2 ゲームで知り合った人に、不用意に個人情報を教えない。
- 3 どのような場合に料金が発生するか確認してから遊ぶ。
- 4 レアアイテムを、持っている人から直接現金で購入するRM T(Real Money Tradeの略)は原則禁止。発覚すると利用停止措置を受ける。
- 5 IDやパスワード管理は十分注意を。第三者に不正利用されると、ゲーム内の所有アイテムや仮想通貨を盗まれることも。別画面に誘導しパスワードを入力させて盗み出すフィッシングメールにも要注意。
- 6 スマホやゲーム機を弟や妹に貸さない。知らないうちに高額なアイテム等を購入しているケースがある。



SNSきっかけのトラブル

SNSの広告を見て注文したダイエット用のサプリメント。お試しのつもりが…

1回だけお試しのつもりで注文したが、定期購入になっていた。解約の連絡をしたいが、ホームページもなく、連絡ができない。



SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘導された

「違う方法で連絡をとりたい」と言われ、男性のいうサイトに登録したら、出会い系サイトだった。「会った時に返すから」と言われ、会員登録費を支払ったが、男性と連絡がとれなくなった。



SNSを通して連絡のあった同級生からマルチ商法に勧誘された

その場で「やりたくない」と断ったが、そのままでは帰れない雰囲気になってしまい、契約書を書かされてしまった。



SNSの知人に「必ず儲かる」と言われ、借錢をしてDVD一式を購入したが…

もうからないので解約したいが相手と連絡がとれず、消費者金融での多額の借金だけが残った。



ダマされないチカラ養成

お役立ちリンク集



●文部科学省

文部科学省が進める消費者教育を紹介しています。

文部科学省 消費者教育

●消費者庁

注意喚起情報などを紹介しています。

消費者庁

●警察庁

ネット相談受付や被害事例と対処法、最新のネットに関する安全情報など。

警察庁インターネットトラブル

●金融広報中央委員会

お金にまつわるトラブル予防の情報について豊富に情報提供されています。

知るばると

●国民生活センター

消費生活・消費者問題に関する事例や対処方法を紹介しています。

国民生活センター

●Twitter 兵庫県安全安心な消費生活推進本部

話題の悪質商法の手口やリコール情報など定期的に発信！

ツイッターhyogoshohi

●こちら消費生活センター特相係

消費者トラブルへの対応について、楽しみながら学んでもらうためのアニメーションDVDです。困ったな…になる前に見ておこう！

特相係

かしこい消費者になるための学習ツール

消費者被害は自分に関係ないと考えず、自分や大切な友人の身の回りにもその危険性が潜んでいることに気づき、多くの事例やその対処法を知り学ぶことで、トラブルを未然に防ぐとともに、「しまった、困った、だまされた」と思ったときにお役立てください。

ダマされないチカラ養成WEBセミナー

若者を狙う悪質商法から身を守る
大学生のための
“ダマされないチカラ”養成セミナー

● ダマされないチカラ養成WEBセミナー

セミナー1 身近な契約の落とし穴～契約にくわしくなろう～

セミナー2 クレジットの落とし穴～クレジットにくわしくなろう～

セミナー3 インターネットの落とし穴～ネットトラブルにくわしくなろう～

めざそう！”スマコン(賢い消費者)”
「ともに暮らしやすい社会」を創るために

大学生をねらう 惠質商法って?

被る者にならないために 惠質商法って?

ダマされないチカラ 養成所

あなたは消費者トラブルにあわない自信がありますか?

スマホ版はこちら

QRコード

大学生のためのダマされないチカラ 検索

社会で生きていく力=「生きるチカラ」養成HandBookシリーズ(電子書籍版)

めざそう！”スマコン(賢い消費者)”
「ともに暮らしやすい社会」を創るために

※「スマ・コン」とは、スマート・コンシューマー(Smart・Consumer)の略で、「カッコいい」とか“賢い”・消費者といった意味の造語です。

公正で持続可能な社会を、消費者みんなで創っていくこう！

大学生協阪神事業連合は、兵庫県との協働事業による様々な「消費者教育」の一環として、「社会で生きていく力=「生きるチカラ」」(選択肢)を身につけていただく一助になればと、各種ハンドブックを制作しています。

めざそう スマコン 検索



契約のトラブルや商品の苦情など、消費生活に関する
こまつことは最寄りの消費生活センターに相談しよう！

しまった

困った

だまされた

と思ったら

最寄りの消費生活相談窓口に お気軽にご相談ください！

消費生活について相談や苦情をお聞きして、
その解決をお手伝いします。

相談は
一切無料
です

消費者ホットライン
い や や!
188 い や や!
188を押す
→アナウンスに従って郵便番号を入力
→最寄りの相談窓口につながります。
※相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

若者をねらう悪質商法から身を守る、
大学生のための

ダマされないチカラ 養成 HandBook

2019年1月 発行

全国大学生活協同組合連合会

〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22
大学生協杉並会館

TEL: 03-5307-1125

このハンドブックは、旧大学生協戸事業連合(現大学生協事業連合関西北陸地区)
が兵庫県と協働で作成したハンドブック(2011年3月初版)の内容を活用し、全国大学
生活協同組合連合会版として兵庫県と協働して改訂を重ねています。